

広島空港アクセス白市／西条路線利用促進業務仕様書

本仕様書は、広島空港振興協議会（以下「協議会」という。）が広島空港アクセス白市／西条路線利用促進業務の受託者を公募するに当たり、基本的事項を定めるものである。

1 業務の目的

本業務は、広島空港と白市駅及び西条駅を運行している空港アクセス路線^{※1}（以下、それぞれ「白市路線」及び「西条路線」という。）において、中長期的に持続可能な路線の実現に向けて、各種メディア等を活用した効果的かつ戦略的な広報、広告、プロモーション等を展開し、各路線の認知度を高めることで、路線利用者増加を後押しし、もって広島空港及び周辺施設の利用拡大を図るものである。

※1）路線の概要についての詳細は、以下 URL を参照

【白市路線】路線バス	}	https://www.geiyo.co.jp/airport_bus.html#ank001
【西条路線】リムジンバス		

2 事業予算額

8,000,000 円（取引に係る消費税及び地方消費税の額を含む）

3 業務の期間

契約締結の日から令和9年3月31日までとする。

4 業務の内容

（1）K P I（路線の利用者増加に係る指標）

ア 白市路線

路線バス 一便当たりの乗客数：11 人／便^{※2}

イ 西条路線

リムジンバス 一便当たりの乗客数：11 人／便^{※2}

※2 本業務による取組効果の発現期間（R8.10月～R9.3月）における乗車数の累計とする。

（2）取組方針

ア 目論見（仮説）

K P I の達成に向けた課題を明らかにし、その課題解決に向けた具体的な目論見（仮説）を立てた上で、時機を逸することなく効果的かつ戦略的に実施すること。

イ P D C A

目論見（仮説）に基づき、取組ごとに K P I 達成に資するアウトプット指標を設定するとともに、業務期間中も定期的に各アウトプット指標を検証・分析することにより、P D C A サイクル

を適切に回し、当初の目論見からの変調を具に発見し取組の早期改善につなげるなど、実効性を意識した業務マネジメントを徹底すること。

(3) 路線の概要

路線	メリット等	所要時間・便数等
白市	【メリット】 広島空港の最寄り駅までのアクセス路線であり、高速道路を走行しないため、渋滞の影響を受けにくく、定時性が高い。 白市駅でＪＲに接続でき、直行のアクセス路線の便数が少ない県東部や山陽本線駅利用者には利便性が高い。 広島市内方面行きは、白市路線とＪＲを利用したほうが、市内行きリムジンバスを利用するよりも料金が安くなる利用者が多い。	■所要時間 約 14 分 ■運行便数 平日 34 便、土日祝 33 便 ■金額 490 円
西条	【メリット】 高速道路を走行する区間が短い（西条ＩＣ～河内ＩＣ）ため、渋滞の影響を受けにくい。 西条駅でＪＲに接続でき、山陽本線駅利用者には利便性が高い。 広島市内方面行きは、西条路線とＪＲを利用したほうが、市内行きリムジンバスを利用するよりも料金が安くなる利用者が多い。	■所要時間 約 23 分 ■運行便数 20 便 ■金額 700 円

(4) ターゲティング（白市・西条路線）

ア メインターゲット

全ての空港利用者

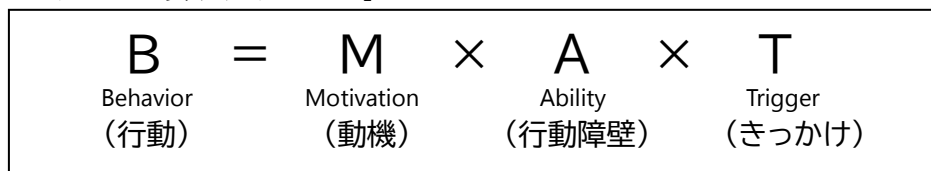
イ サブターゲット

山陽本線沿線居住者

(5) 取組内容

K P I の達成に向けて、上記 2（業務予算額）の範囲内において、取組成果の最大化の観点から、次の①～④に掲げる消費者行動モデル（フォッグ式）等に基づく取組内容について、効果的かつ戦略的な取組を実施すること。

【フォッグ式消費者行動モデル】



① Motivation（動機）

対象のアクセス路線を利用することのメリットなどを周知するため、次の施策を実施する。

ア 専用ウェブページの作成

対象路線を利用することのメリットや利用方法を分かりやすく解説した専用ウェブページを制作し広島空港HP内に設置するなど、路線の利便性を訴求する。

イ その他

対象路線の利用を促進するため、路線の強みやメリットの認知拡大に資すると思われる施策を提案の上、実施する。

② Ability（行動障壁）

対象路線を利用するに当たり、障壁となっている課題の解消に資する効果的な取組を実施する。

ア 広島空港HPの改修

白市路線が幅広く認知されていないという課題を解消するため、広島空港HPへの情報掲載について、運営会社等と協議した上で、白市路線の認知向上に資する改修を行う。

イ その他

対象路線を利用するに当たり、障壁となっている、又は、障壁とされていることに対し、課題解決に資すると思われる施策を提案の上、実施する。

③ Trigger（きっかけ）

対象路線の利用を促進するため、適切なタイミングで効果的かつ戦略的な取組を実施する。

ア 対象路線の利用を促進するため、効果的と思われる施策を提案の上、実施する。

④ 利用者アンケート

対象路線の利用者の属性や運行課題等について把握するため、利用者等を対象としたアンケートを実施する。

5 成果品及び提出期限

業務実施報告書（任意様式） 紙媒体及び電子データ〔提出期限：令和9年3月31日〕

6 契約に関する条件等

（１）再委託

受託者は、協議会の承諾を得なければ、本業務の一部又は全部を第三者に再委託することはできない。また、協議会により再委託が承諾されたときは、受託者は再委託先に対して、本業務に係る一切の業務を順守させるものとする。

（２）業務の履行に関する措置

受託者は、本業務（再委託した場合を含む。）を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。また、本業務に関して知り得た情報の漏えい、滅失、き損の防止、その他適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。契約終

了後もまた同様とする。

(3) 機密情報の保護

受託者は、本業務（再委託した場合を含む。）を履行する上で、機密情報を扱う場合は、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号。）を遵守しなければならない。

(4) 成果品の利用

本業務による成果品の著作権は、協議会に帰属するものとし、また協議会は、本業務の成果品を自ら使用するほか、本業務の趣旨に照らして適正と判断される場合は、第三者に本業務の成果品の使用を許諾できるものとする。

(5) 貸与資料

協議会は、受託者の求めに応じて、提供が可能と認められる各種資料を受託者に貸与する。貸与・提供のない資料については、受託者がその責任のもとにこれを収集するほか可能な方法で業務を進める。

受領した資料等は取り扱いに注意し、協議会の許可なく公表・使用はできないものとする。受託者は、業務終了後に貸与された資料を返却しなければならない。

7 留意事項

- (1) 受託者は、協議会と連絡調整を充分に行い、円滑に業務を実施すること。
- (2) 協議会は、業務実施過程において本仕様書記載の内容に変更の必要が生じた場合、受託者に仕様変更の協議を申し出る場合がある。この場合、受託者は、委託料の範囲内において仕様の変更に応じること。
- (3) 受託者は、業務実施過程で疑義が生じた場合は、速やかに協議会に報告、協議を行い、その指示を受けること。